定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年二月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年一月二十日

鳥取県鳥取市徳尾四四〇番地二

株式会社尾崎

代表取締役　尾崎　義人

限定承認公告

本籍北海道余市郡余市町富沢町七丁目一一番地一、最後の住所北海道余市郡余市町富沢町七丁目一一番地六　被相続人　亡　榊原　進

右被相続人は平成二十八年九月六日死亡し、その相続人は平成二十九年一月十一日札幌家庭裁判所小樽支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十日

札幌市豊平区月寒中央通七丁目一番五号

相続財産管理人　榊原　圭二

限定承認公告

本籍青森県南津軽郡大鰐町大字長峰字九十九森四二番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　石郷　明彦

右被相続人は平成二十八年九月十五日死亡し、その相続人は平成二十八年十一月三十日弘前家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十日

青森県平川市柏木町東田六五―一三

相続財産管理人　山中奈津子

限定承認公告

本籍栃木県宇都宮市陽東八丁目一〇〇七番地九、最後の住所栃木県宇都宮市陽東八丁目一五番二号　被相続人　亡　村井　正文

右被相続人は平成二十八年三月二十五日死亡し、その相続人は平成二十九年一月十日宇都宮家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十日

栃木県宇都宮市陽東八丁目一五番二号

限定承認者　村井　啓子

限定承認公告

本籍静岡県周智郡森町亀久保二六八番地、最後の住所静岡県周智郡森町亀久保二六八番地

被相続人　亡　友田　明

右被相続人は平成二十八年十月十五日死亡し、その相続人は平成二十九年一月十二日静岡家庭裁判所掛川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十日

東京都千代田区一番町四番地五七

相続財産管理人　友田　孝兒

限定承認公告

本籍香川県高松市栗林町一丁目八三番地四、最後の住所東京都調布市深大寺南町三丁目一七番地一深大寺レジデンスG二〇五

被相続人　亡　松下　宏代

右被相続人は平成二十八年十月一日死亡し、その相続人は平成二十九年一月十一日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十日

東京都調布市深大寺南町三丁目一七番地一

深大寺レジデンスG二〇五

相続財産管理人　松下　太平

限定承認公告

本籍青森県上北郡七戸町字榎林家ノ前九六番地二、最後の住所山梨県山梨市下井尻八九四番地あい山梨市二一一号室

被相続人　亡　中村　英一

右被相続人は平成二十八年八月三十一日死亡し、その相続人は平成二十九年一月十日甲府家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十日

東京都世田谷区玉川二―一一―一コルベイジュ三F

限定承認者　飯泉　孝行

限定承認公告

本籍東京都渋谷区代々木三丁目一五番地、最後の住所三重県伊勢市楠部町一九九番地六七

被相続人　亡　永尾　敏男

右被相続人は平成二十八年九月十六日死亡し、その相続人は平成二十九年一月五日津家庭裁判所伊勢支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十日

名古屋市中区錦二丁目一九番一号名古屋鴻池ビル九階

相続財産管理人永尾守俊

代理人弁護士　大島　真人

限定承認公告

本籍愛知県尾張旭市三郷町中井田三七番地、最後の住所愛知県尾張旭市三郷町中井田一〇三番地一　被相続人　亡　水野　直樹

右被相続人は平成二十八年十二月二十日死亡し、その相続人は平成二十九年一月十日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十日

愛知県尾張旭市三郷町中井田一〇三番地一

限定承認者　水野三千代

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十億四千五百七十万円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月七日

掲載頁　四十一頁（号外第二二三号）

平成二十九年一月二十日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

さくらインベストメンツ特定目的会社

取締役　本郷　雅和

出資一口の金額の減少公告

当組合は、出資一口の金額を千円から四百五十円に減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

平成二十九年一月二十日

広島県府中市中須町三五一番地の二

芦田川府中漁業協同組合

代表理事組合長　吉川　誠彦

訂正公告

平成二十九年一月十三日掲載の資本金及び準備金の額の減少公告中、「代表取締役　松園　健」とあるは「代表取締役　佐々木陽一」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十九年一月二十日

東京都千代田区神田神保町一丁目一〇五番地神保町三井ビルディング一四階

株式会社JAC International

代表取締役　佐々木陽一

訂正公告

平成二十八年十一月三十日（号外第二六五号）掲載の資本金の額の減少公告（枠付）中、「資本金の額を四百六十万円減少し七百六十万円とする」とあるは「資本金の額を二百三十万円減少し九百九十万円とする」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年一月二十日

福岡県久留米市梅満町一六二七―一

エヌケイトレーディング株式会社

代表取締役　中本　美徳

正誤

ページ	段	行	誤	正
五	上	一九	「以下」の下に「この条及び」を加え	「第100条」を「以下この条及び第100条」に改め

同日（同号外）国土交通省告示第千三百三十五号（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

六	下	終りから一六	第四項まで	第四項
〃	〃	一五		

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月二十日付第一二号九六　ページ●同日付政府調達第一二号六四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）